

令和 5 年度
湯浅町 水質検査計画

湯浅町水道事務所

湯浅町 水質検査計画 目次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水質基準にかかる計画事項
 - (1) 水質管理上の留意事項
 - (2) 定期の水質検査
 - (3) 定期検査の省略項目
 - (4) 臨時の水質検査
 - (5) 水道法第 20 条第 3 項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
 - (6) その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項
 - 1) 水質検査結果の評価
 - 2) 水質検査計画の見直し
 - 3) 水質検査の精度と信頼性保証
 - 4) 関係機関との連携
4. 水質管理目標設定項目にかかる事項
5. 水質検査計画及び検査結果の公表

1. 基本方針

本計画は、水道法に基づく水質基準に適合しており且つ、安全で良質な水を供給することを確認するために行う水質検査として、主に水道法施行規則第15条の規定に基づく内容を示すものであり、その基本的な方針は次の通りとします。

- (1) 安全かつ安定供給の源である水質の向上を図る。
- (2) 水道法の定める水質基準項目等の遵守、徹底。
- (3) 合理的な施設管理運営による信頼性の高い水道運営に努める。
- (4) 水質検査における独自性を有した検査項目の設定。
- (5) 水質検査に関する情報の開示。

上記の方針に基づき、受給者に対してより安全で良質な水を供給すべく検査地点・項目・頻度について、厳選することでその目的を達成する。

2. 水道事業の概要

(1)給水状況

区 分	状 況 内 容
給水区域	湯浅町全域、広川町の一部
計画給水人口	14,600(人)
普及率	99.8(%)
給水戸数	6,344(戸)
計画一日最大給水量	9,100(m ³)
年間総有収水量	1,632,784(m ³)
一日最大給水量	7,923(m ³) (令和4年11月25日)
一日平均給水量	7,067(m ³)

(2)浄水場施設概要

	久米崎浄水場	横田浄水場
所在地	湯浅町大字別所 331 番地	湯浅町大字湯浅 2378 番地
原水種別	広川河川水	浅井戸
最大能力	4,800(m ³ /日)	3,000(m ³ /日)
処理形態	急速ろ過	急速ろ過
採水場所	浄水池	浄水池
構造	RC造り 1,600(m ³)	RC造り 500(m ³)

(3)水源名称・位置・種別

取水地点 1	第 1 水源	広川町大字広 318-18 番地	浅層地下水
取水地点 2	第 2 水源	広川町大字広地内	河川水
取水地点 3	第 3 水源	湯浅町大字湯浅 2378 番地	浅層地下水
取水地点 4	第 5 水源	広川町大字広 441-1 番地	浅層地下水

(4)その他の設備

	久米崎浄水場	横田浄水場
水質自動計測装置	有	無
水量調整報告装置	有	有
危機管理対応設備	魚類飼育槽	魚類飼育槽
自家発電装置	220kw	220kw
施設警備システム	職員・宿直人・警備保障委託	警備保障委託

3. 水質基準にかかる計画事項

(1) 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意事項

原水から浄水（給水栓）に至るまでの過去3年間の水質検査結果の実績を基に省略項目を設定します。

令和5年度においては、すべての項目において水質検査を実施します。

なお、近辺の状況、汚染の要因となる事物の有無や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意事項は次のとおりです。

1 原水の水質状況及び水質管理上の留意事項

「原水の水質試験結果」（令和4年4月～令和5年3月）

資料1～4の一覧表

{水質特性}

上記の水質検査結果は令和4年4月～令和5年3月における数値結果をまとめたものです。

数値的には一般細菌が多く見られ、濁度の変動もあります。

その他の項目に関しては、すべて基準値内です。

{水質管理上の留意する事項}

	久米崎水系(広川)	横田水系(山田川)
原水の汚染要因	1 農薬散布 2 油類等による突発汚染事故	1 降雨等による高濁度の発生 2 農薬散布 3 油類等による突発汚染事故
水質管理重要項目	農薬類 臭気 p h 値	濁度 臭気 p h 値

1 浄水後の水質状況及び水質管理上の留意事項

「浄水後の水質検査結果」（令和4年4月～令和5年3月）

資料5～7の一表

{水質特性}

上記の水質検査の結果は令和4年4月～令和5年3月に実施したものです。

全項目において水質基準値内の数値であり、水質的に安定した水を供給しています。

{水質管理上の留意する事項}

	久米崎水系(広川)	横田水系(山田川)
浄水の汚染要因	なし	なし
水質管理重要項目	濁度 残留塩素	濁度 残留塩素

{水質管理上の優先項目}

原水については特に濁度、p h 値の管理を重視します。

浄水については濁度、残留塩素の管理を重視します。

浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し評価を行います。また、原水に関しても同様の評価を行って、浄水管理の指標とします。

(2) 定期の水質検査 (令和 5 年度)

『 当該項目, 採水の場所, 検査の回数及びその必要性 』

◎ 当該項目

資料 8 の一覧表

◎採水場所

- ①久米崎浄水場 ・ ・ 配水系統末端の給水栓で採水を行います。
- ②横田浄水場 ・ ・ 配水系統末端の給水栓で採水を行います。
- ③広水源地 ・ ・ 配水系統末端の給水栓で採水を行います

◎検査の回数及びその必要性

A : 1 日 1 回以上 (以下、毎日検査と表記します)

・・・ 水道法施行規則第 1 5 条第 1 項第 1 号及び第 3 号による。

B : 概ね 1 ヶ月に 1 回以上 ・ ・ ・ 上記に同じ (1 1 項目)

C : 概ね 3 ヶ月に 1 回以上 ・ ・ ・ 上記に同じ (2 9 項目)

D : 概ね 1 年に 1 回以上 ・ ・ ・ 水源に水又は汚染物資を排出する施設の設置の状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去 3 年間における検査の結果がすべて基準値の 1/5 以下であるとき。

最も水質が悪化する時期を考慮し、1 0 月に 4 0 項目及び 5 1 項目の検査を行います。

E : 概ね 3 年に 1 回以上 ・ ・ ・ 水源に水又は汚染物資を排出する施設の設置の状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去 3 年間における検査の結果がすべて基準値の 1/10 以下であるとき。

※上記の B ~ E については、以下、定期検査と表記します。

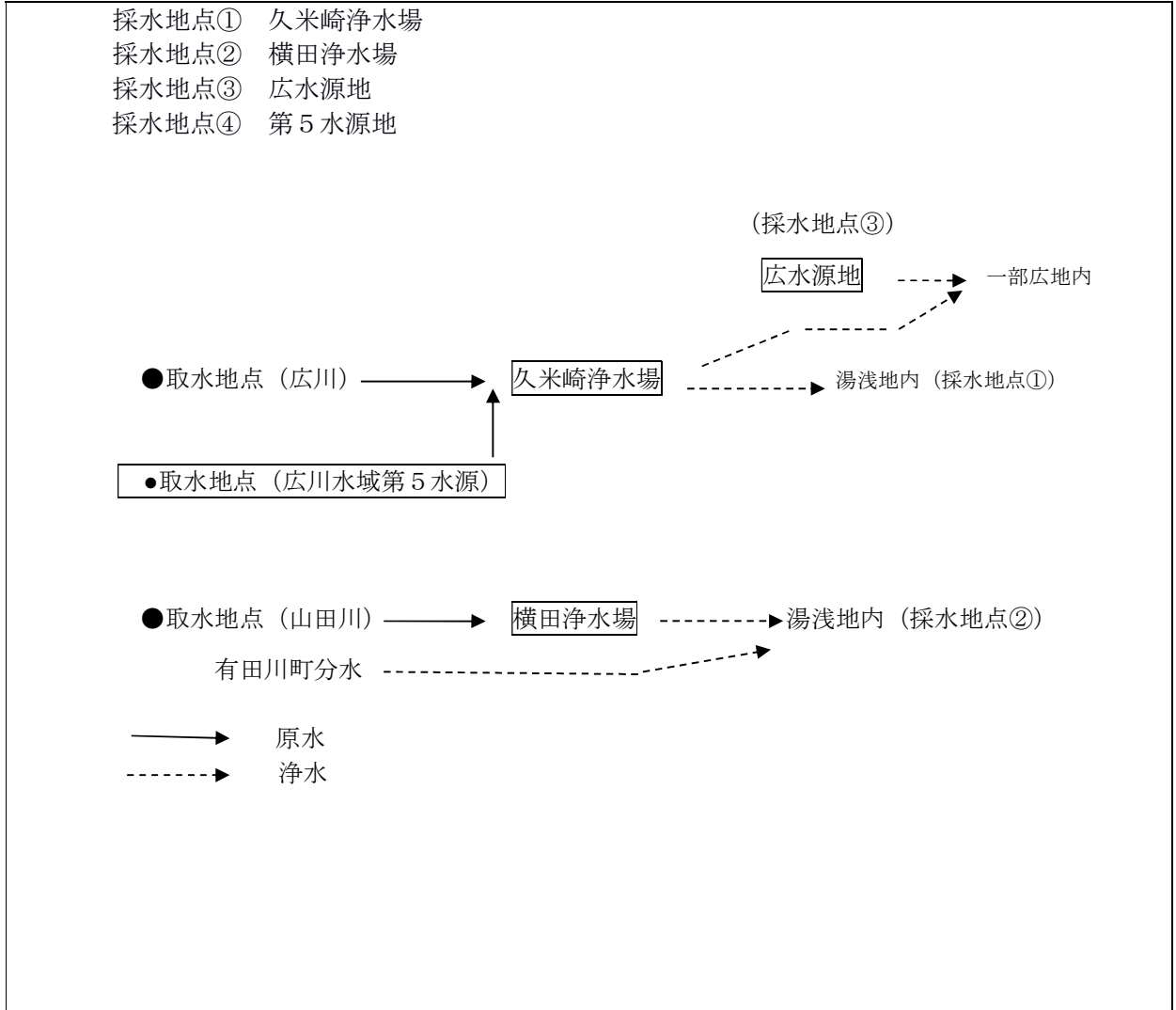
(3) 定期の水質検査で省略する項目 (当該項目及びその必要性)

すべての項目において検査を実施するものとし、省略する項目はありません。

〈資料 8 の水質検査実施一覧表の検査方法〉

- 自 主：水道事業体で自主検査を行います。
委 託：厚生労働省登録検査機関に委託します。

採水の場所



(4) 臨時の水質検査 (水道法 20 条第 1 項)

- 1) 次に掲げる要件に該当する場合は臨時の検査を行うものとします。
- (イ) 水源の水質が著しく悪化したとき。
 - (ロ) 水源に異常があったとき。
 - (ハ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

- (ニ) 浄水過程に異常があったとき。
- (ホ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (ハ) その他特に必要があると認められるとき。

2) 臨時の場合の検査項目及び採水地点を次のとおりとします。

- (イ) 原則5 1項目全てを対象としますが、検査を行う必要がないことが明らかである場合はその項目を省略し、検査を行います。
- (ロ) 定期検査と同様とするが、水質の異常の内容とその範囲を正確に把握できる地点を調査し選定します。

(5) 水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容。

定期の検査及び臨時の検査については、当事業所での検査が困難なため、公的検査機関又は厚生労働省登録検査機関に委託し、検査を実施します。

なお、詳細は「資料8.水質検査実施一覧表」によるものとします。

なお、詳細は「資料8.水質検査実施一覧表」によるものとします。

(6) その他の水質検査の実施に際し配慮すべき事項

1) 水質検査結果の評価・対応

〈基本方針〉

- ① 毎日検査の結果については、検査者の提出する成績書を他の職員がチェックし安全確認を行います。
- ② 定期検査については、委託した検査結果をチェックする職員を配置します。
- ③ 全ての項目の中で、基準値を超えている項目があった場合、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するための必要な対策を講じます。
- ④ 水質検査の結果に異常が認められた場合は、直ちに再検査を実施します。この場合、予備試料を保存しておきます。

〈評価方法〉

検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせるにより評価を行います。この際、基準値を超えていることが明らかになった場合は水質異常時とみて所用の対応を図ります。

検査結果の確認は、水道技術管理者がこの任務にあたり、評価を行います。

- ① 健康に関する項目・・・一般細菌、大腸菌、カドミウム、シアン化物、水銀等については、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせ、基準を超えている場合は水質異常時として扱います。

その他の項目については、長期的な影響を考慮しているため、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合は、直ちに原因究明を行い、低減化対策を実施し基準を満たすよう努めます。水質基準超過が継続すると見込まれる場合は水質異常時として扱います。

- ② 性状に関する項目・・・検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせて、超えていることが明らかになった場合には、水質異常時として扱います。

〈対応方針〉

水質異常時には次の対応を図ります。

- ① 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因

究明を行い、基準を満たすために必要な対策を講じます。

- ② 水質検査結果に異常が認められた場合には、確認のため直ちに再検査を実施します。
- ③ 水質項目に合わせた適切な対応を行います。
 - (a) 健康に関連する項目・・・基準の超過が継続することが見込まれ人の健康を害するおそれがある場合は、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、その旨を関係機関に周知する措置を行います。
 - (b) 性状に関する項目・・・基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害のおそれがある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目にかかる低減化対策を講じ、基準を満たす水質を確保します。ただし、色度、濁度のように水質汚染の可能性があるもの、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれのある項目については、健康に関連する項に準じて適切に対応します。

2) 水質検査計画の見直し

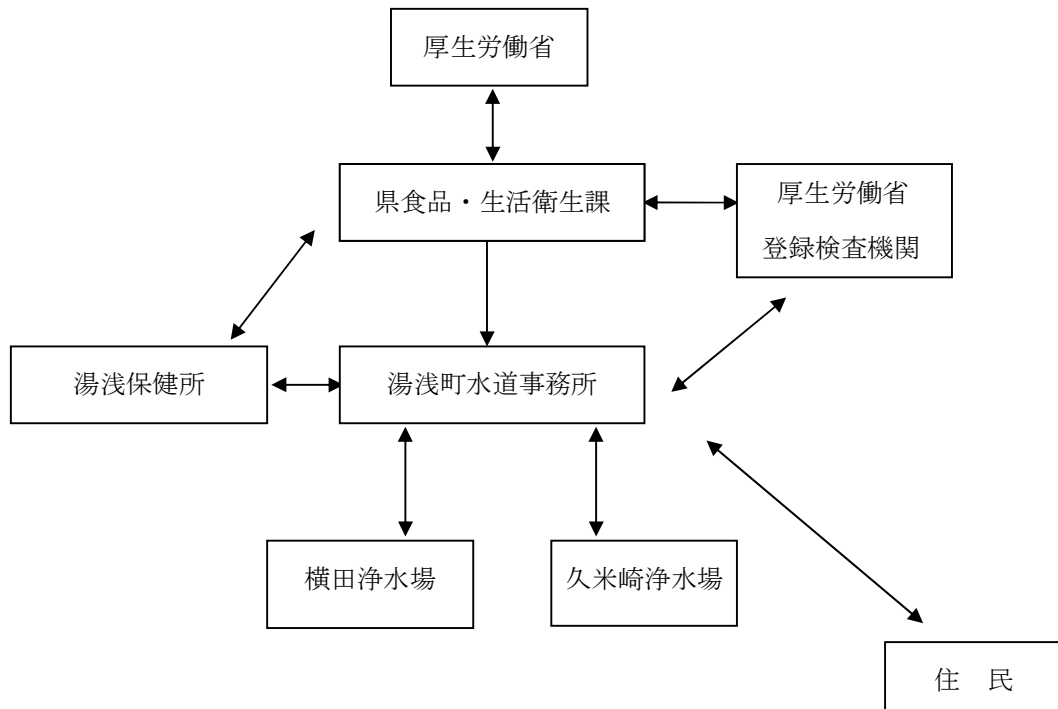
水質検査計画と実際の水質検査等に行き違いを生じた場合は、その部分の一部見直しを行います。

また、法律の改正等による重要な変更、内容の大部分に対する変更が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。

3) 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の精度を確認し、受給者に対する信頼性の保証を行うために、複数の厚生労働大臣登録検査機関による水質検査を行い、事業者自らがチェックを行う、水質基準（51項目）において、従来規定されていなかった項目もあることから、濁水期を対象に3年間の期間において、少なくとも年1回以上の精査を他の機関に依頼し、信頼性の向上を図ります。

4) 関係機関との連携



4. 水質管理目標設定項目にかかる事項

水質管理目標設定項目とは、水質基準を補完する項目として定められています。これらは、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準にかかる検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として定められたものです。一般環境中で検出されている項目、使用量が多く今後水道水中でも検出される可能性があり水道水質管理上留意すべきとした関係者の注意を喚起するため、水質検査を行い、知見を集積していく項目として選定されています。

以下の項目について水質管理目標設定項目として位置づけます。

資料 9～12 の一覧表

「農薬」

農薬項目選定理由：

水源の周囲で使用されている農薬について、農家、農協等のアンケート調査も参考とします。

農薬評価：総農薬方式

$$\begin{aligned} D I & : \text{検出指標値} \\ D I = \sum D V i & : \text{農薬 } i \text{ の検出値} \\ G V i & : \text{農薬 } i \text{ の目標値} \end{aligned}$$

検出指標値は農薬検査を行ったものすべての合計値であり、1を超えないこととします。

検査回数：1回／年以上（農薬の使用時期を考慮します。）

採取地点：横田浄水場、久米崎浄水場、第5水源地、広水源地の4地点。

「その他」

- (1) 伏流水、浅井戸であることから、検出されやすい項目として設定します。
- (2) 今後、水質試験を行い、必要な項目を継続していきます。

5. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査の結果は以下の方法で公表しています。

なお、水質管理目標設定値についても、必要に応じて水質検査結果を公開します。

- (1) 図書の閲覧 湯浅町水道事務所

久米崎浄水場検査結果(原水)40項目

資料1

水質検査項目		R4.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	平均値
No.	単位の記述のないものは原則mg/L													
水	1 一般細菌 (個/mL)							610						610
	2 大腸菌							検出						検出
	3 カドミウム及びその化合物							0.0003未満						0.0003未満
	4 水銀及びその化合物							0.00005未満						0.00005未満
	5 セレン及びその化合物							0.001未満						0.001未満
	6 鉛及びその化合物							0.001未満						0.001未満
	7 ヒ素及びその化合物							0.001未満						0.001未満
	8 六価クロム化合物							0.002未満						0.002未満
	9 亜硝酸態窒素							0.004未満						0.004未満
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン							0.001未満						0.001未満
質	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素							0.7						0.7
	12 フッ素及びその化合物							0.08未満						0.08未満
	13 ホウ素及びその化合物							0.01						0.01
	14 四塩化炭素							0.0002未満						0.0002未満
	15 1,4-ジ'オキサ'							0.005未満						0.005未満
	16 シス-1,2-ジ'クロロエチレン'							0.004未満						0.004未満
	17 ジ'クロロメタン'							0.002未満						0.002未満
	18 テトラクロロエチレン							0.001未満						0.001未満
	19 トリクロロエチレン							0.001未満						0.001未満
	20 ベンゼン							0.001未満						0.001未満
基	21 塩素酸													
	22 クロロ酢酸													
	23 クロロホルム													
	24 ジ'クロロ酢酸'													
	25 ジ'プロモクロロメタン'													
	26 臭素酸													
	27 総トリハロメタン													
	28 トリクロロ酢酸													
	29 プロモジ'クロロメタン'													
	30 プロモホルム													
準	31 ホルムアルデヒド													
	32 亜鉛及びその化合物							0.01未満						0.01未満
	33 アルミニウム及びその化合物							0.05						0.05
	34 鉄及びその化合物							0.04						0.04
	35 銅及びその化合物							0.01未満						0.01未満
	36 ナトリウム及びその化合物							7.0						7.0
	37 マンガン及びその化合物							0.005未満						0.005未満
	38 塩化物イオン							5.2						5.2
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)							31						31
	40 蒸発残留物							78						78
項	41 陰イオン界面活性剤							0.02未満						0.02未満
	42 ジェオスミン							0.00001未満						0.00001未満
	43 2-メチルイソボルネオール							0.000001						0.000001
	44 非イオン界面活性剤							0.005未満						0.005未満
	45 フェノール類							0.0005未満						0.0005未満
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)							1.8						1.8
	47 PH値							7.5						7.5
	48 味							-						-
	49 臭気							微土臭						微土臭
	50 色度(度)							7.7						7.7
目	51 濁度(度)							1.4						1.4

クリプトスポリジウム	陰性			陰性				陰性				陰性		陰性
ジアルジア	陰性			陰性				陰性				陰性		陰性

横田浄水場検査結果 (原水) 40項目

資料2

水質検査項目		R4.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	平均値
No.	単位の記述のないものは原則mg/L													
水	1 一般細菌 (個/mL)							1100						1100
	2 大腸菌							検出						検出
	3 カドミウム及びその化合物							0.0003未満						0.0003未満
	4 水銀及びその化合物							0.00005未満						0.00005未満
	5 セレン及びその化合物							0.001未満						0.001未満
	6 鉛及びその化合物							0.001未満						0.001未満
	7 ヒ素及びその化合物							0.001未満						0.001未満
	8 六価クロム化合物							0.002未満						0.002未満
	9 亜硝酸態窒素							0.004未満						0.004未満
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン							0.001未満						0.001未満
質	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素							1.2						1.2
	12 フッ素及びその化合物							0.08未満						0.08未満
	13 ホウ素及びその化合物							0.02						0.02
	14 四塩化炭素							0.0002未満						0.0002未満
	15 1,4-ジ'オキサ'							0.005未満						0.005未満
	16 シス-1,2-ジ'クロエチレン'							0.004未満						0.004未満
	17 ジ'クロメタン'							0.002未満						0.002未満
	18 テトラクロエチレン							0.001未満						0.001未満
	19 トリクロエチレン							0.001未満						0.001未満
	20 ベンゼン							0.001未満						0.001未満
基	21 塩素酸													
	22 クロ酢酸													
	23 クロホルム													
	24 ジ'クロ酢酸'													
	25 ジ'プロモクロメタン'													
	26 臭素酸													
	27 総トリハロメタン													
	28 トリクロ酢酸													
	29 プロモジ'クロメタン'													
	30 プロモホルム													
準	31 ホルムアルデヒド													
	32 亜鉛及びその化合物							0.01未満						0.01未満
	33 アルミニウム及びその化合物							0.10						0.10
	34 鉄及びその化合物							0.21						0.21
	35 銅及びその化合物							0.01未満						0.01未満
	36 ナトリウム及びその化合物							8.6						8.6
	37 マンガン及びその化合物							0.026						0.026
	38 塩化物イオン							6.1						6.1
	39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)							46						46
	40 蒸発残留物							130						130
項	41 陰イオン界面活性剤							0.02未満						0.02未満
	42 ジェオスミン							0.000008						0.000008
	43 2-メチルイソボルネオール							0.000001						0.000001
	44 非イオン界面活性剤							0.005未満						0.005未満
	45 フェノール類							0.0005未満						0.0005未満
	46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)							1.9						1.9
	47 PH値							7.3						7.3
	48 味							-						-
	49 臭気							微沼沢臭						微沼沢臭
	50 色度 (度)							30						30
目	51 濁度 (度)							10.0						10.0

クリプトスポリジウム	陰性			陰性			陰性				陰性			陰性
ジアルジア	陰性			陰性			陰性				陰性			陰性

広 水 源 地 検 査 結 果 (原 水) 40項目

資料3

水質検査項目		R4.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	平均値	
No.	単位の記述のないものは原則mg/L														
水	1 一般細菌 (個/mL)							5						5	
	2 大腸菌							検出せず						検出せず	
	3 カドミウム及びその化合物							0.0003未満						0.0003未満	
	4 水銀及びその化合物							0.00005未満						0.00005未満	
	5 セレン及びその化合物							0.001未満						0.001未満	
	6 鉛及びその化合物							0.001未満						0.001未満	
	7 ヒ素及びその化合物							0.001未満						0.001未満	
	8 六価クロム化合物							0.002未満						0.002未満	
	9 亜硝酸態窒素							0.004未満						0.004未満	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン							0.001未満						0.001未満	
	質	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素							2						2
		12 フッ素及びその化合物							0.13						0.13
		13 ホウ素及びその化合物							0.03						0.03
		14 四塩化炭素							0.0002未満						0.0002未満
		15 1,4-ジ'オキサ'							0.005未満						0.005未満
		16 シス-1,2-ジ'クロエチレン'							0.004未満						0.004未満
		17 ジ'クロメタン'							0.002未満						0.002未満
		18 テトラクロエチレン							0.001未満						0.001未満
		19 トリクロエチレン							0.001未満						0.001未満
		20 ベンゼン							0.001未満						0.001未満
基	21 塩素酸														
	22 クロ酢酸														
	23 クロホルム														
	24 ジ'クロ酢酸'														
	25 ジ'プロモクロメタン'														
	26 臭素酸														
	27 総トリハロメタン														
	28 トリクロ酢酸														
	29 プ'ロモジ'クロメタン'														
	30 プ'ロモホルム														
準	31 ホルムアルデヒド														
	32 亜鉛及びその化合物							0.01未満						0.01未満	
	33 アルミニウム及びその化合物							0.02未満						0.02未満	
	34 鉄及びその化合物							0.01未満						0.01未満	
	35 銅及びその化合物							0.01未満						0.01未満	
	36 ナトリウム及びその化合物							9.3						9.3	
	37 マンガン及びその化合物							0.05未満						0.05未満	
	38 塩化物イオン							7.8						7.8	
	39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)							57						57	
	40 蒸発残留物							110						110	
項	41 陰イオン界面活性剤							0.02未満						0.02未満	
	42 ジェオスミン							0.000001未満						0.000001未満	
	43 2-メチルイソボルネオール							0.000001未満						0.000001未満	
	44 非イオン界面活性剤							0.005未満						0.005未満	
	45 フェノール類							0.0005未満						0.0005未満	
	46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)							1.2						1.2	
	47 PH値							6.5						6.5	
	48 味							異常なし						異常なし	
	49 臭気							異常なし						異常なし	
	50 色度 (度)							0.5未満						0.5未満	
目	51 濁度 (度)							0.2未満						0.2未満	

クリプトスポリジウム	陰性			陰性			陰性				陰性			陰性
ジアルジア	陰性			陰性			陰性				陰性			陰性

第 5 水 源 地 検 査 結 果 (原 水) 40項目

資料4

No.	水質検査項目 単位の記述のないものは原則mg/L	R4.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	平均値
		水	1 一般細菌 (個/mL)							91				
	2 大腸菌							検出						検出
	3 カドミウム及びその化合物							0.0003未満						0.0003未満
	4 水銀及びその化合物							0.00005未満						0.00005未満
	5 セレン及びその化合物							0.001未満						0.001未満
	6 鉛及びその化合物							0.001未満						0.001未満
	7 ヒ素及びその化合物							0.001未満						0.001未満
	8 六価クロム化合物							0.002未満						0.002未満
	9 亜硝酸態窒素							0.004未満						0.004未満
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン							0.001未満						0.001未満
質	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素							2.2						2.2
	12 フッ素及びその化合物							0.13						0.13
	13 ホウ素及びその化合物							0.03						0.03
	14 四塩化炭素							0.0002未満						0.0002未満
	15 1,4-ジ'オキソ							0.005未満						0.005未満
	16 5α-1,2-ジ'クロロステロイド及び1,2-ジ'クロロステロイド							0.004未満						0.004未満
	17 ジ'クロロメタン							0.002未満						0.002未満
	18 テトラクロロエチレン							0.001未満						0.001未満
	19 トリクロロエチレン							0.001未満						0.001未満
	20 ベンゼン							0.001未満						0.001未満
基	21 塩素酸													
	22 クロ酢酸													
	23 クロホルム													
	24 ジ'クロ酢酸													
	25 ジ'プロモクロロメタン													
	26 臭素酸													
	27 総トリハロメタン													
	28 トリクロ酢酸													
	29 プ'ロモジ'クロメタン													
	30 プ'ロモホルム													
準	31 ホルムアルデ'ヒド'													
	32 亜鉛及びその化合物							0.01未満						0.01未満
	33 アルミニウム及びその化合物							0.02未満						0.02未満
	34 鉄及びその化合物							0.01						0.01
	35 銅及びその化合物							0.01未満						0.01未満
	36 ナトリウム及びその化合物							8.5						8.5
	37 マンガン及びその化合物							0.005未満						0.005未満
	38 塩化物イオン							6.3						6.3
	39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)							52						52
	40 蒸発残留物							110						110
項	41 陰イオン界面活性剤							0.02未満						0.02未満
	42 ジェオスミン							0.000001未満						0.000001未満
	43 2-メチルイソ'ブチルアルコール							0.000001未満						0.000001未満
	44 非イオン界面活性剤							0.005未満						0.005未満
	45 フェノール類							0.0005未満						0.0005未満
	46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)							1.3						1.3
	47 PH値							6.7						6.7
	48 味							異常なし						異常なし
	49 臭気							微土臭						微土臭
	50 色度 (度)							0.5未満						0.5未満
目	51 濁度 (度)							0.2未満						0.2未満

クリプトスポリジウム	陰性			陰性				陰性				陰性		陰性
ジアルジア	陰性			陰性				陰性				陰性		陰性

水質検査実施一覧表

資料8

	No.	水質検査項目 単位の記述のないものは原則mg/l	基準値	省略	検査回数	採水地点	水質検査の方法
毎 日 検 査		色	異常でないこと		A	①②③	自己
		濁り	異常でないこと		A	①②③	自己
		消毒の残留効果	0.1以上		A	①②③	自己
水 質 基 準 項 目	1	一般細菌（個/mL）	100以下		B	①②③	委託 b
	2	大腸菌	検出されないこと		B	①②③	委託 b
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下（カドミウムの量に関して）		D	①②③	委託 b
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下（水銀の量に関して）		D	①②③	委託 b
	5	セレン及びその化合物	0.01以下（セレンの量に関して）		D	①②③	委託 b
	6	鉛及びその化合物	0.01以下（鉛の量に関して）		D	①②③	委託 b
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下（ヒ素の量に関して）		D	①②③	委託 b
	8	六価クロム化合物	0.05以下（六価クロムの量に関して）		D	①②③	委託 b
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下		C	①②③	委託 b
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下（シアンの量に関して）		C	①②③	委託 b
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		D	①②③	委託 b
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下（フッ素の量に関して）		D	①②③	委託 b
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下（ホウ素の量に関して）		C	①②③	委託 b
	14	四塩化炭素	0.002以下		D	①②③	委託 b
	15	1,4-ジメチルベンゼン	0.05以下		C	①②③	委託 b
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		D	①②③	委託 b
	17	ジクロロメタン	0.02以下		D	①②③	委託 b
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下		D	①②③	委託 b
	19	トリクロロエチレン	0.01以下		D	①②③	委託 b
	20	ベンゼン	0.01以下		D	①②③	委託 b
	21	塩素酸	0.6以下		D	①②③	委託 b
	22	クロ酢酸	0.02以下		C	①②③	委託 b
	23	クロホルム	0.06以下		C	①②③	委託 b
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下		C	①②③	委託 b
	25	ジブromクロロメタン	0.1以下		C	①②③	委託 b
	26	臭素酸	0.01以下		C	①②③	委託 b
	27	総トリハロメタン	0.1以下		C	①②③	委託 b
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下		C	①②③	委託 b
	29	ブromクロロメタン	0.03以下		C	①②③	委託 b
	30	ブromホルム	0.09以下		C	①②③	委託 b
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下		C	①②③	委託 b
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下（亜鉛の量に関して）		D	①②③	委託 b	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下（アルミニウムの量に関して）		C	①②③	委託 b	
34	鉄及びその化合物	0.3以下（鉄の量に関して）		D	①②③	委託 b	
35	銅及びその化合物	1.0以下（銅の量に関して）		D	①②③	委託 b	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下（ナトリウムの量に関して）		D	①②③	委託 b	
37	マンガニウム及びその化合物	0.05以下（マンガニウムの量に関して）		D	①②③	委託 b	
38	塩化物イオン	200以下		B	①②③	委託 b	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下		D	①②③	委託 b	
40	蒸発残留物	500以下		D	①②③	委託 b	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下		D	①②③	委託 b	
42	ジェオスミン	0.00001以下		B	①②③	委託 b	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		B	①②③	委託 b	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下		C	①②③	委託 b	
45	フェノール類	0.005以下（フェノールの量に換算して）		D	①②③	委託 b	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下		B	①②③	委託 b	
47	PH値	5.8～8.6		B	①②③	委託 b	
48	味	異常でないこと		B	①②③	委託 b	
49	臭気	異常でないこと		B	①②③	委託 b	
50	色度（度）	5以下		B	①②③	委託 b	
51	濁度（度）	2以下		B	①②③	委託 b	

《水質管理目標設定項目》 原水20項目 浄水7項目 資料9

No.	水質検査項目	目標値(mg/l)	検査頻度	採水地点
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下(アンチモンの量に関して)	1回/年	地点①②③④
2	ウラン及びその化合物	0.002以下(ウランの量に関して)	1回/年	地点①②③④
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下(ニッケルの量に関して)	1回/年	地点①②③④
4	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	1回/年	地点①②③④
5	トルエン	0.4以下	1回/年	地点①②③④
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1以下	1回/年	地点①②③④
7	亜塩素酸	0.6以下	1回/年	地点①②③
8	二酸化塩素	0.6以下	1回/年	地点①②③
9	ジクロロアセトニトリル	0.01以下	1回/年	地点①②③
10	抱水クロラール	0.02以下	1回/年	地点①②③
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	1回/年	地点①②③④
12	残留塩素	1以下	1回/年	地点①②③
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上～100以下	1回/年	地点①②③④
14	マンガン及びその化合物	0.01以下(マンガンの量に関して)	1回/年	地点①②③④
15	遊離炭酸	20以下	1回/年	地点①②③④
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	1回/年	地点①②③④
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02以下	1回/年	地点①②③④
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	1回/年	地点①②③④
19	臭気強度(TON)	3以下	1回/年	地点①②③④
20	蒸発残留物	30以上～200以下	1回/年	地点①②③④
21	濁度	1度以下	1回/年	地点①②③④
22	PH値	7.5程度	1回/年	地点①②③④
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1回/年	地点①②③④
24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下	1回/年	地点①②③
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	1回/年	地点①②③④
26	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	1回/年	地点①②③
27	パーフルオロオクタンスルホン酸		1回/年	地点①②③④
	パーフルオロオクタン酸			

《要検討項目》

水質検査項目	目標値(mg/l)	検査頻度	採水地点
ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P9)	1回/年	地点①②③④

水質検査項目	目標値(mg/l)	検査頻度	採水地点
クリプトスポリジウム	試験液10l中には検出されない	4回/年	地点①②③④

農薬類（水質管理目標設定項目 1 1）の対象農薬

資料10

No.	農薬名	目標値(mg/l)	検査頻度	採水地点
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	1回/年	地点①②③◎
2	2, 2-DPA	0.08	1回/年	地点①②③◎
3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.03	1回/年	地点①②③◎
4	EPN	0.004	1回/年	地点①②③◎
5	MCPA	0.005	1回/年	地点①②③◎
6	アシュラム	0.9	1回/年	地点①②③◎
7	アセフェート	0.006	1回/年	地点①②③◎
8	アトラジン	0.01	1回/年	地点①②③◎
9	アニロホス	0.003	1回/年	地点①②③◎
10	アミトラズ	0.006	1回/年	地点①②③◎
11	アラクロール	0.03	1回/年	地点①②③◎
12	イソキサチオン	0.008	1回/年	地点①②③◎
13	イソフェンホス	0.001	1回/年	地点①②③◎
14	イソプロカルブ	0.01	1回/年	地点①②③◎
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	1回/年	地点①②③◎
16	イプロベンホス	0.09	1回/年	地点①②③◎
17	イミノクタジン	0.006	1回/年	地点①②③◎
18	インダノファン	0.009	1回/年	地点①②③◎
19	エスプロカルブ	0.03	1回/年	地点①②③◎
20	エトフェンプロックス	0.08	1回/年	地点①②③◎
21	エンドスルファン	0.01	1回/年	地点①②③◎
22	オキサジクロメホン	0.02	1回/年	地点①②③◎
23	オキシ銅	0.03	1回/年	地点①②③◎
24	オリサストロビン	0.1	1回/年	地点①②③◎
25	カズサホス	0.0006	1回/年	地点①②③◎
26	カフェンストロール	0.008	1回/年	地点①②③◎
27	カルタップ	0.3	1回/年	地点①②③◎
28	カルバリル(NAC)	0.05	1回/年	地点①②③◎
29	カルボフラン	0.005	1回/年	地点①②③◎
30	キノクラミン	0.005	1回/年	地点①②③◎
31	キャプタン	0.3	1回/年	地点①②③◎
32	クミルロン	0.03	1回/年	地点①②③◎
33	グリホサート	2	1回/年	地点①②③◎
34	グルホシネート	0.02	1回/年	地点①②③◎
35	クロメプロップ	0.02	1回/年	地点①②③◎
36	クロルニトロフェン	0.0001	1回/年	地点①②③◎
37	クロルピリホス	0.003	1回/年	地点①②③◎
38	クロロタロニル	0.05	1回/年	地点①②③◎
39	シアナジン	0.004	1回/年	地点①②③◎
40	シアノホス	0.003	1回/年	地点①②③◎
41	ジウロン	0.02	1回/年	地点①②③◎
42	ジクロベニル	0.03	1回/年	地点①②③◎
43	ジクロルボス	0.008	1回/年	地点①②③◎
44	ジクワット	0.005	1回/年	地点①②③◎
45	ジスルホトン	0.004	1回/年	地点①②③◎
46	ジチオカルバメート系農薬	0.005	1回/年	地点①②③◎

農薬類（水質管理目標設定項目 1 1）の対象農薬

資料11

No.	農薬名	目標値(mg/l)	検査頻度	採水地点
47	ジチオピル	0.009	1回/年	地点①②③◎
48	シハロホップチル	0.006	1回/年	地点①②③◎
49	シマジン	0.003	1回/年	地点①②③◎
50	ジメタメトリン	0.02	1回/年	地点①②③◎
51	ジメトエート	0.05	1回/年	地点①②③◎
52	シメトリン	0.03	1回/年	地点①②③◎
53	ダイアジノン	0.003	1回/年	地点①②③◎
54	ダイムロン	0.8	1回/年	地点①②③◎
55	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネ	0.01	1回/年	地点①②③◎
56	チアジニル	0.1	1回/年	地点①②③◎
57	チウラム	0.02	1回/年	地点①②③◎
58	チオジカルブ	0.08	1回/年	地点①②③◎
59	チオファネートメチル	0.3	1回/年	地点①②③◎
60	チオベンカルブ	0.02	1回/年	地点①②③◎
61	テフリルトリオン	0.002	1回/年	地点①②③◎
62	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	1回/年	地点①②③◎
63	トリクロビル	0.006	1回/年	地点①②③◎
64	トリクロルホン	0.03	1回/年	地点①②③◎
65	トリシクラゾール	0.08	1回/年	地点①②③◎
66	トリフルラリン	0.06	1回/年	地点①②③◎
67	ナプロパミド	0.03	1回/年	地点①②③◎
68	パラコート	0.005	1回/年	地点①②③◎
69	ピペロホス	0.0009	1回/年	地点①②③◎
70	ピラクロニル	0.01	1回/年	地点①②③◎
71	ピラゾキシフェン	0.004	1回/年	地点①②③◎
72	ピラゾリネート	0.02	1回/年	地点①②③◎
73	ピリダフェンチオン	0.002	1回/年	地点①②③◎
74	ピリブチカルブ	0.02	1回/年	地点①②③◎
75	ピロキロン	0.04	1回/年	地点①②③◎
76	フィプロニル	0.0005	1回/年	地点①②③◎
77	フェニトロチオン	0.003	1回/年	地点①②③◎
78	フェノブカルブ	0.03	1回/年	地点①②③◎
79	フェリムゾン	0.05	1回/年	地点①②③◎
80	フェンチオン	0.006	1回/年	地点①②③◎
81	フェントエート(PAP)	0.007	1回/年	地点①②③◎
82	フェントラザミド	0.01	1回/年	地点①②③◎
83	フサライド	0.1	1回/年	地点①②③◎
84	ブタクロール	0.03	1回/年	地点①②③◎
85	ブタミホス	0.02	1回/年	地点①②③◎
86	ブプロフェジン	0.02	1回/年	地点①②③◎
87	フルアジナム	0.03	1回/年	地点①②③◎
88	プレチラクロール	0.05	1回/年	地点①②③◎
89	プロシミドン	0.09	1回/年	地点①②③◎
90	プロチオホス	0.004	1回/年	地点①②③◎
91	プロピコナゾール	0.05	1回/年	地点①②③◎
92	プロピザミド	0.05	1回/年	地点①②③◎
93	プロベナゾール	0.05	1回/年	地点①②③◎
94	プロモブチド	0.1	1回/年	地点①②③◎
95	ベノミル	0.02	1回/年	地点①②③◎

